

(第一類 第十九号)

第四回 国会 議院運営委員会 議録 第十一号

昭和二十三年十二月十三日(月曜日)

午後六時五十一分開議

出席委員

委員長 山口喜久一郎君

理事 石田 博英君 理事 細川 隆元君

理事 三郎君

東 舜英君

木村 公平君

佐々木秀世君

笹口 晃君

田中織之進君

櫻内 義雄君

長谷川政友君

内藤 友明君

柳原 亨君

中野 四郎君

委員外の出席者

議長 松岡 駒吉君

副議長 田中 萬逸君

議員 赤松 勇君

議員 吉川 兼光君

議員 小島 徹三君

議員 石田 一松君

議員 齋藤 昂君

議員 高倉 定助君

議員 林 百郎君

事務局長 大池 眞君

十二月十三日

委員石野久男君辞任につき、その補

欠として堀江實藏君が議長の名で

委員に選任された。

十二月十三日

特別未帰還者給與法案(参議院提出、

参法第五号)

第二類第十九号

議院運営委員会議録

第十二号

昭和二十三年十二月十三日

国会法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第六号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

特別未帰還者給與法案(参議院提出、参法第五号)

未復員者給與法の一部を改正する法律案の取扱いに関する件

懲罰勸諭の取扱いに関する件

吉田内閣に対する不信任決議案の取扱いに関する件

国会法の一部改正に関する件

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件

本日の本会議の議事に關する件

調査員の任命承認に關する件

○山口委員長 これより運営委員会を開きます。

前回から問題になっておりました衆議院解散の際の、参議院の閉会中の審査に關する国会法の一部を改正する法律案が、参議院を通過して、本委員会に付託されました。これを議題といたします。

本案については、特に参議院側から提案理由の説明を求めざるまでもないと思ひますので、趣旨弁明を省略いたしまして事務局長から概略の説明を承ることになつたと思ひますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○山口委員長 御異議はないようでありますからさういいたします。

○長谷川(政)委員 委員長でも事務局長でもどちらでも構つて構つてあります。今度解散が予想されているとき、参議院に現実にこういふことを必要とする具体的なことを何かお聞きになりましたか。

○大池事務局長 それは御承知の通り参議院の法務委員会において、ずっと前議會から司法省関係の裁判官等の行為に關しての調査をやつてゐるやうでございます。その委員会はこれらの不当財産取引調査特別委員会とは性格が全然違ふものであります。大体こちらにはそういう特別委員会があるので、そんな関係から特にあつたやうな常任委員会において司法官の行為に対する行過ぎ、あるいは間違ひといふやうな問題に關して調査をしてゐるやうに聞いておられます。この問題は衆議院が解散をされて閉会中の参議院でも引き続きやつたらばよからうじやないかという意味合いのことを關係方面から言われておつたといふことであります。従ひまして、現在のままで、たま／＼衆議院が解散になりますと、参議院といたしましては、その閉会となりまして場合に、そういう問題を調査したいという具体的な事実が出た場合でもできないから、こういうやうなものが必要であるという点だけしか聞いておりません。

○田中(鐵)委員 衆議院が解散された場合に、参議院が閉会になる。「閉会」という文字が使われてをりますが、これはこの間いわゆる衆参両院を含めての國會の機能を停止するといふことに

相なるわけですが。ただ緊急集會に關する例外規定がありますが、これはきわめて例外な場合、國會にとつてきわめて緊急の突発的な事態等に対処する、きわめて限定された場合のものである。そういう意味において衆議院が解散された場合に關しては、國會としての機能は全面的に一時中断するといふ観点から、私は選挙の期間も限定されておるのでありますから、解散による参議院の閉会中に、こうした國會としての機能の一部を遂行するがごとき委員会の閉会に對する規定を設けることは、衆議院の解散の重大なる意味から見てなすべきではないと思ひます。

○山口委員長 大体社會黨は田中君の御意見によつて代表されますね。いかがですか。これより討論採決に入る方がいゝか、あるいはこのままの状態において審議終了といふことに、どうせこの空氣だつたらなるだろうと思ふんですが、この程度に取扱つて採決に入らずして次の議題に移つては……。

○淺沼委員 この問題は採決すればできないことではないと思ひますが、やはり憲法上の解釈と國會法上の解釈の上から立つて、こういう法律をつくるので、慎重審議をする必要があつたと思ひます。従つて時間が結果においてなくなつてしまつた場合に對してはやむを得ぬが、まだ解散が予定されておるのには裏返の話であつて、實際には六十九條を出しても、われ／＼は賛成するかあるいは解散するかといふことは政府に

主権がわたるだけの話であつて、議会はあれでなくなるということにはなり得ない、もしその議論から言へばきのう林副総理に対して失言取消しを要求したことは無意味になるから、従つて慎重審議をしてからやつた方がいいと思ふ。

○山口委員長 いかがですか。

○林田郎君 これはわれ／＼は十分審議して来ている、社会党だけがきまらないなら十分やめてください。

○細川(騰)委員 わが党は休戦後に開かれる運営委員会において慎重審議をするために、態度を保留するということを決して出て来ているわけですから御了承願います。

○林田郎君 浅沼さんが社会党の党内事情がそうであるから、皆さん御了解を願うということならわかる。

○浅沼委員 それでもけつこうです。

○山口委員長 お話いたしますが、従来参衆両院の關係におきまして、参議院からこつて回付して来た問題は、これを荒立したく否決ということよりも、掘りつぶしを意味した審議未了ということの方が、両院の將來の円満の上にもいいかと思ひます。それが大体先例になつておるようですから、そういう意味も含めてこれをあとまわしにすることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 それではさよう決定いたします。

○山口委員長 次に國家公務員法の一部を改正する法律案についてであります。本会はずでに参議院を通過して、人事委員会に付託されておりますが、内容が衆議院の権限に重大な關係

を持つておりますので、前会から本委員会でも問題になつておりますから、この際この案件について御協議を願ひたいと思つております。

○山口委員 人事委員会はどうかしておりますか。

○山口委員長 本件は人事委員会の審議の結果をまつことにしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 しかればさように決定いたします。

○山口委員長 事務局長から、常任委員会調査員の任命について承認を求められております。これを議題といたします。事務局長から御説明を願ひます。

○大池事務局長 ただいまお手元に履歴書をお配りいたしますが、今まで地方行政委員会の主事をやつておりました崎川謙三君が、先日の任用試験にパスいたしました關係上、これを調査員にとつてもらいたいというのを山口地方行政委員長の方からお申出がおります。御了承のほどをお願いいたします。

○山口委員長 調査員の任命を承認することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議がないようでありますから、さように決定いたしました。

○木村(公)委員 議員の歳費の問題ですが、十二月分、十一月分の歳費は税金を差引きますと、今度の歳費のもら

ことになる。秘書の方は十一月、十二月分で四千百の差額分をもらう。そのうちで税金を八百十四円差引かれますから、手取りは三千八百八十六円あります。今これが事務局から参りましたから御報告申し上げます。

○大池事務局長 今議員等の歳費その他の法律の改正の問題が出ましたが、ただいま木村さんから御報告の通り、参議院側もその報告を了承して種々打合せたのであります。政府職員の一部を改正する場合に、政府職員の秘書だけを改正して、議員の方はそのままにして手当を支給することはいかにもおかしい。やはり原則上歳費は歳費として二万八千八百円、秘書は七千円として、二百四五百円のこと、財源の關係で將來及してもらうべきであるということに一應決定になつたのであります。その点を御報告申し上げます。

○山口委員長 別に御意見はありませんか。——御意見がないようでありますから、本件は参議院ではまだ正式に會議に諮つてはおりません。よろしく、議案の性質上衆議院が先に意思を表示すべきものであると考えられますから、本委員会においては、ただいま事務局長の説明の通り決定することに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 さよう決定いたしました。

○山口委員長 次に京都市におけるジフテリア予防接種事件の調査報告の件であります。この件については当該委員たる山崎道子さんが委員長代理として本會議においてこれが調査報告を

したいという申出があります。しかしながら本件につきましてもはる／＼御意見もあるようですから、これは本委員会の本日の他の／＼の議案を議了した後に、またあらためて御相談をすることにいたします。

○山口委員長 未復員者給與法の一部を改正する法律案、これについて事務局長の御説明をお願いいたします。

○大池事務局長 未復員者給與法の一部を改正する法律案が、参議院を通過いたしました。本院にまわつて参りましたが、これは委員会の審査を省略して、本會議で即決を願ひたいというのとに相なつております。内容は未復員者にかかれます扶養手当、帰郷旅費、遺骨の引取りに要する経費及び遺骨の埋葬に要する経費の引上げをいたしますのと、療養費及び障害一時金を支給することができるようになるため、未復員者給與法の一部を改正するわけでありまして、何分即決のおはからいをお願いしたいと思います。

○佐々木(秀)委員 この未復員者に対する給與法の改正であります。これは／＼の關係から見まして当然だと私は思ひます。委員会の審議を省略して決定したいというのでありますから、私は個人的にその財源關係を聞きましたところ、これを通して大丈

夫だという政府の意見もありましたので、委員会の審議を省略して即決していただきましたと思ひます。

○大池事務局長 それから、それとまつた同じようなものが参議院から出たのであります。特別未帰還者の給與法案というのであります。これも同様委員会付託にして、委員会の審査を

省略していただきたいと思ひます。

〔賛成〕異議なしと呼ぶ者あり

○山口委員長 ただいま御説明の両案は本委員会に付託されたこととして、委員会の審査を省略して、本會議において即決可決という取扱ひに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議がないようでありますからさように決定いたします。

○山口委員長 次に不信任決議案であります。提出者は

片山 哲 吉米地義三
三木 武夫 淺沼稻次郎
米澤 滿亮 岡田 勢一
竹山祐太郎 一松 定吉

以上の諸君であります。

不信任決議案 衆議院は、吉田内閣を信任せず。右決議す。

こういうことになつております。皆さんのお手元のプリントによつて御承知をお願いしたいと思います。この取扱ひ方について何か御意見はありませんか。

○成重委員 意見があります。私はこの機会におそらく労働者農民の方、新自由の方、第一議員俱樂部の方々、共産の方々、農民の方々も

同様の意見だと思ひますが、さういふ本日に提出されているこの不信任決議案は、おそらく先月の二十八日に四党において協定されたその協定事項に基

いて、して今日出さざるを得ない立場になつた。ためにこの不信任案を提出したものと私は想像いたします。

従つてわれ／＼はかくのごときやみ取引の形による四党協定には、絶

対に拘束されないという立場を今日まで声明してゐるのであります。実は昨日この六つの小会派の皆さんが寄つて協議いたしましたことは、第一にわれわれはこの四党協定には拘束されな

少し説明いたします。われ／＼は本日この時刻に、この不信任案自体を、運営委員会と議題とすること自体に反対であります。それはまだわれ／＼小会派としては、首相の施政演説に対する質問が終了しておらない、それから予算の審議も終了しておらない。従つてわれ／＼としてはこの不信任案が出されても、われ／＼の態度をまだ決定するわけには行かないと思ふ。そういう意味でこの不信任案を今この運営委員会において審議すること並びに本会議に上程すること自体に反対したのであります。

いのであります。○佐々木(秀)委員 林君の言つてゐることはどうもわからない。これを提出されて審議することは委員会として当然です。そうすればあなたがさつき言つたのは各党の意見がまとまらないので、まだ早いというのですか。○林百郎君 小会派としてはまだこの不信任案に対して意見を述べる時期になつていないというのです。

いことにしまして、要するにその審議状況をこの際、この委員会で発表していただくかどうかということと議題としてお諮りを願ひたいと思ひます。○山口委員 齋藤君にお答えいたしますが、前回、前々回以來、小会派の各位が四党協定という立場から、たゞツチしてないという立場から、ただいまの御意見は正当な御意見であると思ひます。ただ提出者の方に對して……

大臣の施政演説に対する質疑を継続してもらいたい。○山口委員 それではこの場合運営委員会は暫時休憩いたしましたして、午後九時から再開いたします。午後八時二分休憩

と私どもはその時機にあらずることは明らかであると考えます。実は一般質問並びに予算案の審議の終了とにもこの不信任案を出すことになつておられますので、本日たゞいまこれを上程して、議題としてこれを取扱うことに對して、私どもは反対いたします。

○山口委員 林君にお答えいたしました。本不信任案は今日の午後一時三十五分に提出されております。従つてきめて重要な案件であります。ゆゑに、本運営委員会がたゞいま開かれた以上は、この提出された不信任案を議題に供さないというわけには行かないのであります。それで皆さん方にこれが取扱い方について御協議を申し上げておる次第であります。

○林百郎君 私の言葉が少し足りなかつたと思ふ。運営委員会各党の態度を討議されるのはけつこうですが、これを本会議に上程されて、本会議で審議することには反対であります。○山口委員 本会議において上程すること、その他あなたのお考えになつておること、すべてを含んでたゞいま御協議を願ひたい、こう申し上げておる次第であります。

○山口委員 先ほどの未復員者給與法及び特別未復員者給與法案、この二つの法案は、委員会の審査を省略して、本会議に上程するということについては、財源等もありますので、私が大蔵省関係の予算を開きましたところから、これは通していただつても大丈夫だと思ひますが、それにはあらかじめ時間を切つてもらいたいこと、もたはせずであります。そういたします

○佐々木(秀)委員 先ほどの未復員者給與法及び特別未復員者給與法案、この二つの法案は、委員会の審査を省略して、本会議に上程するということについては、財源等もありますので、私が大蔵省関係の予算を開きましたところから、これは通していただつても大丈夫だと思ひますが、それにはあらかじめ時間を切つてもらいたいこと、もたはせずであります。そういたします

○山口委員 先ほどいま成重君は一般質問及び予算案が議了された後において、不信任案を提出したいという考え方だと思ふしやいまいたが、それはこの不信任案に同調するという意味に解釈してさしつかえありませんか。

○成重委員 一般質問ないし予算案審議が終了いたしましたときに、たまたまこの方が出されるならば、そのときと同調して出してもいいという考えであります。

○林百郎君 今の小会派の態度をもうだその時期でないという意味を申した

○林百郎君 今この小会派の態度をもうだその時期でないという意味を申した

○林百郎君 今この小会派の態度をもうだその時期でないという意味を申した

と、河野金昇君から私のところへもつて来て、その方面の財源等を調べた結果わかつたということで、委員会を通し、本会議に上程したのでありますから、ただいま成重君の御心配もごもつともであります、この法律を通してその裏づけになる財源は心配ないという事で、大蔵大臣に頼つたものと思ひますので、大蔵大臣に頼つてもらわねばならぬと思ひますが、いろいろの情勢は予算をきくうちにあつたならば、御了承を得られますならばこの際大蔵大臣が不在でありまして、本会議においてこれを可決していただきたい。それが未復員者に対するわれわれの氣持ではなからうかと考えます。

○林百郎君 先ほどから佐々木君が盛んに財源の点を説明されておりますが、われわれは責任者である泉山大蔵大臣から直接の説明を聞きたいのであります。今予算委員会はやつておりません。大蔵大臣はたしかこの議院の中においでになります。またわれわれはこの重要な法案は、しかも委員会の審議を省略しているんですから、この際ぜひ大蔵大臣の出席を求めて、大蔵大臣から責任のある御答弁をお伺ひしてこの案をすみやかに通したいと思ひのであります。

○賛成(異議なし)と呼ぶ者あり
○山口委員長 それではお諮りいたします。今趣旨弁明を終つたそうですから、その後、再開場頭にただちに成重君の議事進行に対する発言を許すことに御異議はありますか。

○山口委員長 御異議はないようでございますから、さように決定いたします。

す。本会議は本委員会散会後ただちに開会することいたします。
運営委員会は暫時休憩いたします。
午後九時二十分休憩

午後十時五十九分開議

○山口委員長 これより運営委員会を再開いたします。

ただいま議員泉山三六君を懲罰委員会に付する動議が成規の手続を経て提出せられております。提出者は石田一松君外二名、賛成者は木村榮君外多数であります。これを議題に供します。

○佐々木(秀)委員 この懲罰の理由は、どういふことになつておりますか。

○山口委員長 提出者の石田一松君に委員外発言として懲罰の理由の御説明を願ひます。

○石田一松君 ただいま懲罰動議を提出しました理由を簡単に申し上げます。

ただいまの本会議において二人の婦人議員によつて証明された泉山三六議員の院内における行為は、まことに二人の婦人議員がお述べになつたごとく、われわれ議員として黙過することのできない、また今まで院内においてはその例を見ないことにゆゆしき懲罰事犯であると考えたのであります。そこで国会法並びに衆議院規則の命ずるところに従ひまして、成規の賛成者を添えて事務総長あてにこの手続をとりました。よろしく御審議を願ひます。

○佐々木(秀)委員 石田君の御説明によると、ただいま二人の婦人代議士の本会議における一身上の弁明、その他議事進行に名をかりての発言の内容によつてということであり、もちろ

んそれはわれわれは一應二人の言われたことは了承いたしますが、この國會議員の懲罰ということは重要な考慮なければなりませんので、一方的のお話だけでただちにこれを推断するのではなく、もう少しその真相を調査してみたいと思ひますから、その期間の御猶予を與えていただきたいと思ひます。

○笠口委員 ただいま石田君の提案理由のお話がありましたが、お二人の弁明等によつて云々ということもありましたが、先ほどの林副総理が説明された点を見ましても、とにかく酒を飲んでいるという事は事実。そのために本会議に出席でき得ない、もう少しばらく待つてほしいと懇願したことも事実。こういうようなことで本会議の議事の進行に非常な支障を來すというやうな事情でございますから、今佐々木君からお話もございましたが、事実關係は林副総理の言明をもつて十分証明されるものと存じますので、これをただちに本会議に上程していただきたいと存じます。

○倉石委員 泉山君のことにつきましては大体先ほど本会議でも林副総理も説明をいたして、陳謝しておつたようであり、先ほど御婦人代議士のお二人の方もいろいろ御説明になつたところであり、しかし私もなるほど考えてみますと、こういう大事な時期に酒を飲んだということについては、軽率であつたと言わなければなりませんけれども、それは大蔵委員の方々をそこへ御招待して、自分の所管にかかる法案についての御懇談を申し上げておつたということも皆さんよく御承知の通りであります。私はあの問題があつたと流布されたその二、三

十分前に泉山君と會つて、まじめに予算の話をしておつたのであります。そのときにはおれは疲れて弱り抜いてゐるのだというふうなことを申されたが、事実相違があらはれた。そこへ會議で酒を飲んだ。それで私の聞き及びました事柄によりますと、先ほどお二人の婦人代議士のおつしやつたことと多少違ふ事實を耳にいたしましたのであります。皆さん御承知のように懲罰に付する場合には本人の弁明を聞いてゐるのでありますから、どうぞ私が一つ皆さんの御理解ある御態度に訴えて、泉山君に一つ説明をさせていた

いて、その上で懲罰に付するか否かを決していただきたい。従つて明日までこれは延ばしていただきたいと思ひのりです。

○多賀委員 すでに今山下君によつて一身上の弁明がなされました。あの山下君の演説の内容は官報に載つて、全國津々浦々に行つてあります。いやしくも國會議場の場においてはあのような発言をしなればならぬ事態を惹起したことについて、われわれ國會議員として、とうていがまんがでできないのであります。このこと一つに對しても、私はむしろ極刑をもつて臨むべき懲罰の内容があると思ひのであります。

○山口委員長 多賀君にちよつと御注意申しておきますが、極刑をもつてするとか何とかいうことは懲罰委員会が決定することであり、本委員会は提出された懲罰動議をいつ取扱うか、どういふ取扱ひ方にするかということだけを議すればいいのであつて、それについてのみ限定して御議論を願ひたいと思ひます。

○権原委員 議院が非常に急迫してあり、時間もないのでありますから、これは論議の余地がありません。ただちに本会議において最短の期間に上程の上、趣旨弁明等はごく簡単であらうと思ひます。一身上の弁明は本人の望み次第ということにして、その結果として本会議で御決定を願ひたいと思ひます。

○山口委員長 ただいま権原君から最もすみやかなる機会に本懲罰動議を本会議に上程してくれという御意見がありました。これについて御意見はありますか。

○中野(四)委員 ちよつと伺つておきたい。私の方の党の代議士諸君の聞き違ひかもしれないけれども、何か山下さんが発言の最中に、泉山君がキツツしたとか何とか言つた。「言われない」と呼ぶ者あり。皆さん方の席はいろいろの場所にありまして、私の方の席は御承知の通り前の方にあります。混乱の際によくわかりませんが、速記録をちよつと調べてみたいと思ひ点があります。そうしてこの山下さんの発言中に、私は覺えかならぬいわゆる発言があると思ひますので、きやうの山下君の発言の速記録を一應取寄せてもらいたいと思ひます。

○山口委員長 中野君のおつしやるのはこの懲罰動議の取扱ひを決定する以前にその速記録を見たい、こういう御意見ですか。

○中野(四)委員 一應その速記録をお取寄せを願ひたいと思ひます。

○山口委員長 ただいまの中野君の御意見は、もしも速記録が間に合わない場合においては、この懲罰動議の取扱ひは先に進めてもさしつかえないとい

うことに承してよろしゅうござい
ますか、何か他に御意見はありませ
んか。

○大池事務局長 今本会議は終つたば
かりでありますから、御承知の通り速
記録は十分間のものが反訳時間が六倍
ないし七倍は当然かかりますので、当
然まだできてはおらぬと思ひますが、
一應問い合せます。

○山口委員長 他に御発言はありませ
んか。

○倉石委員 私どもはこれを懲罰委員
会の議に付することは賛成いたしま
せん。

○山口委員長 他に御発言はありませ
んか——大体御意見も盡きたようであ
ります。議員泉山三六君を懲罰委員
会に付する動議については、討論を用
いずして採決することに御意議ありま
せんか。

〔異議あり〕「異議なし」と呼ぶ者
あり〕

○山口委員長 しかれば討論を用いず
して決定することに御異議のない方の
挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○山口委員長 挙手多数。よつて討論
を用いずして決定したいと思ひま
す。泉山三六君の懲罰の動議は、これ
をすみやかなる機会に本会議に上程す
ることに賛成の諸君の挙手を願いま
す。

〔賛成者挙手〕

○山口委員長 挙手多数。よつてさ
うに決定いたします。

○細川(隆)委員 明日の本会議は何時
からお開きになるおつもりであります
か、予定があれば承つておきたい。

○山口委員長 速記をやめてくだ
さい。

〔速記中止〕

○山口委員長 速記を始めてくだ
さい。明日は午前零時五分より本会議を
開くことにいたしたいと思ひますが、
御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議ないようであ
りますからさうに決定いたします。
本日の運営委員会はこれには散会
いたします。

午後十一時四十分散会

昭和二十四年二月八日印刷

昭和二十四年二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局